

2023年度「学びと体験・出発(たびだち)講座」利用規程

1. 受講契約の成立

1) 島根大学生協同組合(以下、生協という)が運営する「学びと体験・出発(たびだち)講座」(以下、本講座という)は、本規程により取り扱いをします。本規程に定めなきものについては、島根大学入学準備サイトおよび生協の内規等の定めによるものとします。

2) 生協の組合員および島根大学入学予定者(以下、組合員という)が本規程に合意し、2023年度総合申込書またはVsignサイトで申込手続きを完了し、生協より購入予約明細書および当書面を送付した時点で受講契約が成立します。

2. 役務(権利)の内容

1) 役務の種類:

(1) 2023年4月~12月に計19コマの講座
グループ形式での基本講座。講座は1コマ90分。
週1回、(希望により)決まった曜日に受講していただきます。

(2) 自分の感情を扱う能力であるEQを図る『スチューデントEQ(SEQ)』2回受診と解説

(3) 自分の学びと体験を「軌跡」として記録するためのツールである『生活ポートフォリオ』の活用

(4) 自己の成長目標を設定するアクションセミナーを4月に実施、音楽座ミュージカルによるワークショップを10月に実施予定。

(5) 希望者が参加する「シドニー異文化体験ツアー8日間」を8月に実施。

2) 講座をおこなう者: 島根大学生協が指定する講師および講座スタッフ(学生スタッフ)として認めた者。

3) 使用するテキスト・教材等:
・SEQ解説ワークブック
・生活ポートフォリオ式

3. 役務の対価(権利の販売価格)

受講料 消費税込価格 78,100円
本体価格(税別) 71,000円 + 10%消費税 7,100円
<本体価格の内訳(税別)>
A) 諸費用(事務手数料) 5,000円
B) 生活ポートフォリオ式 2,000円
C) スチューデントEQ 2回受診料 4,000円
D) 講座運営料・講師料 47,500円 (1コマ単価 2,500円 × 19コマ)
E) アクションセミナー運営費 3,000円
F) プロジェクト&ワークショップ運営費 9,500円 (前期 4,500円 後期 5,000円)
*講座でおこなうプロジェクトの企画運営費、材料費、および音楽座ミュージカルによるワークショップ参加費を含みます。

G) 「シドニー異文化体験ツアー8日間」申込金別途案内(希望者が対象)

4. 上記の金銭の支払時期

お支払いは2023年4月2日(日)までにお済ませください。分割払いを希望の場合は大学生協ローンの手続きをお願いします。

5. クーリング・オフに関する事項

イ) お申し込み後に生協より購入予約明細書と併せて本書面を送付しますので、書面を受領した日から起算して8日間は申込者は書面によりクーリング・オフをおこなうことができます。

ロ) クーリング・オフは、申込者が、その契約の解除をおこなう旨の書面を発した時に、その効力を生じます。

ハ) クーリング・オフがあった場合には、生協は、申込者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。

ニ) クーリング・オフがあった場合において、既に役務が提供されたときにおいても、生協は、申込者に対し、その役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。

ホ) クーリング・オフがあった場合において本役務の代金を受領しているときは、生協は申込者に対しその代金を返還します。

6. 講座の解約に関する事項

イ) クーリング・オフ期間経過後においては、申込者は以下の条件で講座の解約をおこなうことができます。

ロ) 4月3日(月)からおこなう講座オリエンテーション開始日までの解約については、左記のA) 諸費用を除いた金額を返金します。

ハ) 4月4日(月)からの講座オリエンテーション開始後、4月20日(木)

までに解約があった場合には、提供した役務の対価に応じた金額を差し引いて返金します。

返金の対象・条件は次の通りとします。

●左記のA) 諸費用およびB) 生活ポートフォリオ式の代金は返金できません。

●C) スチューデントEQ 受診料は2回受診の特別価格ですので、1回受診後は返金できません。

●D) 講座運営料・講師料およびE) アクションセミナー運営費は、解約の申し出以降に実施する未実施の講座コマ数分およびセミナー分を返金します。

●F) プロジェクト&ワークショップ運営費は返金します。

●G) 「シドニー異文化体験ツアー8日間」申込金は返金しません。

※クレジット契約の場合…当該クレジット会社所定の方法に基づき、三者間で精算します。

ニ) 4月21日(金)以降は解約をお受けできません。

●G) 「シドニー企業訪問ツアー8日間」申込金については、旅行条件書に基づき解約をお受けします。

ホ) クーリング・オフおよび解約については、解約申し出後に保護者様の同意を確認し、原則保護者様あてに返金します。返金際の送金手数料はご負担いただきます。

7. 事業者の氏名(名称)、住所、電話番号、代表者の氏名
事業者: 島根大学生協同組合
住所: 島根県松江市西川津町1060
電話: 代表 0852-32-6240
担当部署: 松江ショップ 0852-32-6242
代表者: 代表理事(専務理事) 吉谷 淳

8. 本規程の変更・改廃

1) 生協は、必要と認めた場合、本規程の改定を行うことができます。なお改定を実施するときは、生協は1か月前までに生協施設内への掲示および生協のWebサイトにて告知することとし、改定後は、全ての受講者に適用されるものとします。

2) 本規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

9. その他

1) 講座指導のノウハウや教材の著作権は島根大学生協に帰属します。

2) 個人情報保護は島根大学生協の個人情報保護方針に基づき管理します。

3) 申込者は受講の権利を他者に譲渡することはできません。

4) 本規程に定める事項について疑義が生じた場合、その他規程に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上解決するものとします。

5) 本規程に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

10. 附則

1) 本規程は2022年12月1日に改定し、2023年2月1日から施行します。